

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 4

法令名	製菓衛生師法
根拠条項	第3条
許認可等の種類	製菓衛生師の免許
法令の定め	<p>第3条 製菓衛生師の免許（以下「免許」という。）は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。</p> <p>施行令第1条 製菓衛生師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>施行規則第1条 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「令」という。）第1条の製菓衛生師の免許の申請書には、免許の取消処分を受けたことの有無並びに取消処分を受けたことがある場合には、その理由及び年月日を記載しなければならない。</p> <p>2 令第1条に規定する厚生省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し</p> <p>二 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>三 製菓衛生師試験合格地の都道府県知事と異なる都道府県知事の免許を受けようとする者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類。</p> <p>施行細則第4条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 政令第1条の規定による免許の申請書 別記第4号様式</p> <p>(2)～(4) 略</p>
審査基準	法令の定めによる。
標準処理期間	<p>総期間 24日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室））</p> <p>協議機関 日（ ）</p> <p>処分機関 19日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）

申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 札幌市保健所、旭川市保健所、小樽市保健所、市立函館保健所 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No.5

法令名	製菓衛生師法施行令
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	製菓衛生師名簿の訂正
法令の定め	<p>第2条 製菓衛生師名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 登録番号及び登録年月日</p> <p>二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しないものについては、その国籍）、氏名、生年月日及び性別</p> <p>三 免許の取消に関する事項</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>第3条 製菓衛生師は、前条第2号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>施行細則第4条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 政令第3条及び第5条の規定による名簿の訂正及び免許証の書換え交付の申請書別記第5号様式</p> <p>(3)～(4) 略</p>
審査基準	法令の定めによる。
標準処理期間	<p>総期間 24日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室））</p> <p>協議機関 日（ ）</p> <p>処分機関 19日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 札幌市保健所、旭川市保健所、小樽市保健所、市立函館保健所 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）

問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ (電話番号：011-204-5261)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No.6

法令名	製菓衛生師法施行令								
根拠条項	第4条第1項								
許認可等の種類	製菓衛生師名簿登録の消除								
法令の定め	<p>第2条 製菓衛生師名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 登録番号及び登録年月日二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しないものについては、その国籍）、氏名、生年月日及び性別三 免許の取消に関する事項四 その他厚生労働省令で定める事項 <p>第4条 名簿の登録の消除を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない</p> <p>2 製菓衛生師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。</p> <p>第7条 製菓衛生師は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。第4条第2項の規定により名簿の登録の消除を申請するものについても同様とする。</p> <p>施行細則第4条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)～(2) 略(3) 政令第4条の規定による名簿の登録の消除の申請書 別記第6号様式(4) 略								
審査基準	法令の定めによる。								
標準処理期間	<table><tr><td>総期間</td><td>24日（注：休日は含まない。）</td></tr><tr><td>経由機関</td><td>5日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室））</td></tr><tr><td>協議機関</td><td>日（ ）</td></tr><tr><td>処分機関</td><td>19日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）</td></tr></table>	総期間	24日（注：休日は含まない。）	経由機関	5日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室））	協議機関	日（ ）	処分機関	19日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）
総期間	24日（注：休日は含まない。）								
経由機関	5日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室））								
協議機関	日（ ）								
処分機関	19日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）								
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5261)								

申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 札幌市保健所、旭川市保健所、小樽市保健所、市立函館保健所 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 7

法令名	製菓衛生師法施行令
根拠条項	第5条第1項
許認可等の種類	免許証の書換え交付
法令の定め	<p>第5条 製菓衛生師は、製菓衛生師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>施行細則第4条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 政令第3条及び第5条の規定による名簿の訂正及び免許証の書換え交付の申請書別記第5号様式</p> <p>(3)～(4) 略</p>
審査基準	法令の定めによる。
標準処理期間	<p>総期間 24日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室））</p> <p>協議機関 日（ ）</p> <p>処分機関 19日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 札幌市保健所、旭川市保健所、小樽市保健所、市立函館保健所 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 8

法令名	製菓衛生師法施行令
根拠条項	第6条第1項
許認可等の種類	免許証の再交付
法令の定め	<p>第6条 製菓衛生師は、免許証を破り、よごし、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 免許証を破り、又はよごした製菓衛生師が第1項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。</p> <p>4 製菓衛生師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、5日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>施行細則第4条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>四 政令第6条の規定による免許証の再交付の申請書 別記第7号様式</p>
審査基準	法令の定めによる。
標準処理期間	<p>総期間 24日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室))</p> <p>協議機関 日()</p> <p>処分機関 19日(保健福祉部健康安全局食品衛生課)</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5261)
申請先等	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 札幌市保健所、旭川市保健所、小樽市保健所、市立函館保健所 保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号:011-204-5261)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ (電話番号:011-204-5261)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.93

法令名	製菓衛生師法施行令						
根拠条項	第 19 条						
許認可等の種類	製菓衛生師養成施設の指定						
法令の定め	<p>製菓衛生師法施行令 (指定の申請) 第十九条 法第五条第一号の規定による製菓衛生師養成施設の指定は、その設立者の申請により行う。 (養成施設の指定の基準) 第二十条 法第五条第一号の規定による製菓衛生師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条又は法附則第三項に規定する者であることを入所資格とするものであること。 二 必修科目は、次のとおりであること。</p> <p>イ 衛生法規 ロ 公衆衛生学 ハ 食品学 ニ 食品衛生学 ホ 栄養学 ヘ 社会 ト 製菓理論及び実習</p> <p>三 必修科目の授業時間数、施設の長の資格、教員の数及び資格、生徒の定員、学級数、施設の構造設備、学習用の器具、教材その他の備品、入学科、授業料及び実習費の額、施設の経営方法並びに養成課程として設ける通信課程における通信教材の内容及び指導の方法に関し、それぞれ厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>製菓衛生師法施行規則 (養成課程) 第十六条 製菓衛生師養成施設（以下「養成施設」という。）における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。 2 通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける養成施設に限って、設けることができる。 (指定の申請手続) 第十七条 法第五条第一号に規定する指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該指定に係る養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設立者が法人であるときは、申請書に定款又は寄附行為を添えなければならない。</p> <p>一 養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日 二 設立者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称） 三 養成施設の長の住所、氏名及び履歴 四 養成課程の別 五 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 六 生徒の定員及び学級数 七 入所資格 八 入所の時期 九 修業期間及び教科課程 十 入学科、授業料及び実習費の額 十一 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 十二 学習用の器具その他の備品の目録 十三 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法 十四 設立後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算</p> <p>2 以上の養成課程を設ける養成施設にあつては、前項第五号から第十号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならない。 3 通信課程をあわせて設ける養成施設にあつては、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信教材を添えなければならない。</p> <p>一 通信指導、添削指導及び面接指導の方法 二 課程修了の認定方法 (養成施設指定の基準) 第十八条 令第二十条第三号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ 必修科目の授業時間数は、次の表のとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="459 2004 1177 2083"> <thead> <tr> <th>授 業 科 目</th> <th>時 間 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生法規</td> <td>三十時間以上</td> </tr> <tr> <td>公衆衛生学</td> <td>九十時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	授 業 科 目	時 間 数	衛生法規	三十時間以上	公衆衛生学	九十時間以上
授 業 科 目	時 間 数						
衛生法規	三十時間以上						
公衆衛生学	九十時間以上						

No.94

法令名	製菓衛生師法施行令																				
根拠条項	第21条第1項																				
許認可等の種類	製菓衛生師養成施設の内容変更・廃止																				
法令の定め	<p>製菓衛生師法施行令 (指定養成施設の内容変更等)</p> <p>第二十一条 指定を受けた製菓衛生師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、指定養成施設における生徒の定員若しくは学級数を変更しようとするとき、若しくは生徒の定員を変更するため施設の構造設備を変更しようとするとき、又は指定養成施設を廃止しようとするときは、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定養成施設の設立者は、指定養成施設の名称又は所在地、指定養成施設の長の氏名、施設の構造設備、養成課程として設ける通信課程における通信教材の内容又は指導の方法その他厚生労働省令で定める事項を変更（施設の構造設備の変更については、生徒の定員を変更するためのものを除く。）したときは、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>製菓衛生師法施行規則 (変更等の承認の申請)</p> <p>第十九条 指定を受けた養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、令第二十一条第一項の規定により承認を受けようとするときは、当該指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更又は廃止の理由及び予定年月日並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その承認の申請が通信課程の新設に係るものであるときは、申請書に使用しようとする通信教材を添えなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="411 1055 1430 1637"> <thead> <tr> <th>承認を受けようとする事項又は事由</th> <th colspan="2">記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒の定員</td> <td>一</td> <td>養成課程の新設又は一部の廃止を伴わない場合 第十七条第一項第四号、第八号及び第十二号に掲げる事項、担当科目別教員数、変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算並びに通信課程に係る変更の場合は、面接指導の方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二</td> <td>養成課程の新設を伴う場合 前号に掲げる事項、第十七条第一項第五号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに通信課程の新設に係る変更の場合は、同条第三項各号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三</td> <td>養成課程の一部の廃止を伴う場合 廃止しようとする養成課程に入所中の生徒の処置方法並びに変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算</td> </tr> <tr> <td>施設の構造設備 (生徒の定員を変更する場合に限る。)</td> <td></td> <td>変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算</td> </tr> <tr> <td>養成施設の廃止</td> <td></td> <td>入所中の生徒の処置方法</td> </tr> </tbody> </table>			承認を受けようとする事項又は事由	記載事項		生徒の定員	一	養成課程の新設又は一部の廃止を伴わない場合 第十七条第一項第四号、第八号及び第十二号に掲げる事項、担当科目別教員数、変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算並びに通信課程に係る変更の場合は、面接指導の方法		二	養成課程の新設を伴う場合 前号に掲げる事項、第十七条第一項第五号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに通信課程の新設に係る変更の場合は、同条第三項各号に掲げる事項		三	養成課程の一部の廃止を伴う場合 廃止しようとする養成課程に入所中の生徒の処置方法並びに変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算	施設の構造設備 (生徒の定員を変更する場合に限る。)		変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算	養成施設の廃止		入所中の生徒の処置方法
承認を受けようとする事項又は事由	記載事項																				
生徒の定員	一	養成課程の新設又は一部の廃止を伴わない場合 第十七条第一項第四号、第八号及び第十二号に掲げる事項、担当科目別教員数、変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算並びに通信課程に係る変更の場合は、面接指導の方法																			
	二	養成課程の新設を伴う場合 前号に掲げる事項、第十七条第一項第五号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに通信課程の新設に係る変更の場合は、同条第三項各号に掲げる事項																			
	三	養成課程の一部の廃止を伴う場合 廃止しようとする養成課程に入所中の生徒の処置方法並びに変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算																			
施設の構造設備 (生徒の定員を変更する場合に限る。)		変更後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算																			
養成施設の廃止		入所中の生徒の処置方法																			
審査基準	法令の定めによる																				
標準処理期間	総期間	90日・月	(注：休日は含まない。)																		
	經由機関	日・月	{																		
	協議機関	日・月	{																		
	処分機関	日・月	{																		
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)																				
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)																				
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)																				
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm																				

No.95

法令名	製菓衛生師法施行令		
根拠条項	第 23 条		
許認可等の種類	製菓衛生師養成施設の指定の取消し		
法令の定め	<p>製菓衛生師法施行令 (指定の取消し)</p> <p>第二十三条 都道府県知事は、指定養成施設が第二十条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(指定取消しの申請)</p> <p>第二十四条 指定養成施設について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設立者は、申請書を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p>		
審査基準	法令の定めによる		
標準処理期間	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)		
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm		